

## 農機具共済約款の一部変更について

農機具損害共済約款を変更しますので、農機具損害共済約款第37条の規定に基づき、お知らせします。

## 1. 改正の概要

令和8年度の料率改定に併せ、以下の仕組み改定を行うことによる改正。

- ・ 共済事故に盗難による盗取若しくはき損の追加
- ・ 免責規定等の変更及び追加

## 2. 施行期日

- ・ 改正は、令和8年4月1日から施行する。
- ・ 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。

## 3. 農機具損害共済約款の新旧対照表（案）

(新) 改正案	(旧) 現 行
<p>第2章 共済金の支払 (災害共済金を支払う場合)</p> <p>第4条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。</p> <p>(1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、<u>盗難による盗取若しくはき損</u>、鳥獣害</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>第3章 共済金の支払額 (災害共済金の支払額)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第2章 共済金の支払 (災害共済金を支払う場合)</p> <p>第4条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。</p> <p>(1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、鳥獣害</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>第3章 共済金の支払額 (災害共済金の支払額)</p> <p>第7条 (略)</p>

2 この組合が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧（修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。）するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。ただし、第4条(2)の事故による場合は、前記の損害の額から当該金額の10%と10万円のいずれか低い額を引いた額とします。

3 加入者が第26条（損害防止義務）第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額（前項の損害の額に次の表1から表3までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額、または削減額の金額をいいます。）を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

表1

2 この組合が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧（修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。）するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。ただし、第4条(2)の事故による場合は、前記の損害の額から当該金額の10%と2万円のいずれか低い額を引いた額とします。

3 加入者が第26条（損害防止義務）第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額（前項の損害の額に次の表1から表3までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額、または削減額の金額をいいます。）を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

表1

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行って いれば損害の防止又は軽減をすることができ たと認められる場合	削減割合
(略)	(略)
ブリッジ等からの車輪の踏み外し	10%
畦畔への乗り上げによる転覆等	
滑りによる脱輪	
<u>畦畔（コンクリート壁を含む）、畑地かんがい用 施設、給水栓、側溝、木の切り株などへの接触</u>	20%
<u>視野に入るものへの接触（停車している車輛、立 木（枝含む）、支柱、ハウス内のパイプ、境界杭、 柱、電柱、電気柵、建物の一部等）</u>	
<u>（削除）</u>	
コンバインのグレンタンクオーガをもみコンテ ナに接触	(略)
(略)	

表 2

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っ ていれば損害の防止又は軽減をすることができ たと認められる場合	削減割合
(略)	(略)
ブリッジ等からの車輪の踏み外し	10%
畦畔への乗り上げによる転覆等	
滑りによる脱輪	
<u>前進、後退又は旋回時に畦畔に接触</u>	20%
<u>立木、木の枝、支柱、ハウス内のパイプ、建物の 一部等視野に入るものへの接触等（畦畔又は木 の切株等は除く）</u>	
<u>停止している車輛等への接触</u>	
コンバインのグレンタンクオーガをもみコンテ ナに接触	(略)
(略)	

表 2

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減（額）割合	事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減（額）割合
衝突、接触、墜落、転覆	損害額の10%と <u>10</u> 万円のいずれか低い額	衝突、接触、墜落、転覆	損害額の10%と <u>2</u> 万円のいずれか低い額
異物の巻き込み	損害額の10%と <u>10</u> 万円のいずれか低い額	異物の巻き込み	損害額の10%と <u>2</u> 万円のいずれか低い額
盗難（ <u>無施錠の格納庫に保管していた場合</u> ）	<u>10%</u>	盗難	<u>100%</u>
盗難（ <u>格納庫以外（圃場・道路等）で保管していた場合</u> ）	<u>30%</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
盗難（ <u>機体を施錠していない場合（無施錠）</u> ）	<u>20%</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
盗難（ <u>鍵を機体保管場所に保管していた場合</u> ）	<u>20%</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
<u>（注）盗難事故の場合は、機体の保管・管理状況等により、上記の削減割合が加算される。</u> 表3（略） 4（略） 第8条～第24条（略）  第7章 損害の発生 第25条～第26条（略）  （残存物 <u>及び盗難品</u> の帰属）		<u>（追加）</u> 表3（略） 4（略） 第8条～第24条（略）  第7章 損害の発生 第25条～第26条（略）  （残存物の帰属）	

<p>第 27 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、加入者は、盗取された共済目的を発見し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。</u></p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 27 条 (残存物 <b>及び盗難品</b> の帰属) 第 2 項の規定は、第 1 項の規定により代位権を取得した場合において準用します。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第 27 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第 29 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 27 条 (残存物の帰属) 第 2 項の規定は、第 1 項の規定により代位権を取得した場合において準用します。</p> <p>(以下省略)</p>
--	---

- 1 この約款及び特約条項の一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。